

厚生労働大臣 田村憲久 殿

平成25年12月26日

自由民主党アスベスト問題対策関係合同部会座長  
衆議院議員 佐田玄一郎

公明党アスベスト対策本部本部長  
衆議院議員 江田康幸

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟に関して、  
原告団・弁護団との面談し、早期解決に向けて上告断念を求めます

昨日、大阪高等裁判所は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟（2陣）において、国の責任を一部認める判決を出しました。

泉南アスベスト国賠訴訟をめぐっては、1陣訴訟の大阪高裁判決が、「労働者のいのちや健康よりも産業発展が優先する」などとする著しく常識に反する判断を出していましたが、今回の判決は、この判決を否定し被害救済を求めたものです。また、国は今回の判決で、3度に亘ってその責任が問われたことになり、その意味は重大です。

原告ら被害者は、家族のため、生活のため、そして、戦前は軍需のため、戦後はわが国の高度経済成長のために、身を粉にして小規模零細工場働いてきた人たちです。わが国の経済発展を下支えした人たちと言っても良いと思います。

平成18年5月の1陣提訴以来、すでに提訴時の生存原告の内12名が亡くなっています。原告らの早期解決の願いは切実であり、私たちもその悲痛な願いを何回となく聞いております。

このまま国が上告して最高裁決着となれば、今後も解決まで相当な期間がかかることは目に見えています。これ以上法廷での論争を続けることは、人道上からも許されません。

私たちは、貴職が担当大臣としてこの判決を重く受け止め、早期に原告団・弁護団と面談して被害の実情を聞き、何よりも被害者救済を最優先して、政治主導で泉南アスベスト国賠訴訟の1日も早い解決を決断することを強く求めます。

以上